

○総務省告示第百十八号

地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和四年総務省令第二十七号）の施行に伴い、平成三十一年総務省告示第百四十七号（地方税法施行規則第二十四条の三十九第一項第十五号に規定する総務大臣が定めるものを定める件）を廃止する告示を次のように定める。

令和四年三月三十一日

総務大臣 金子 恭之

平成三十一年総務省告示第百四十七号（地方税法施行規則第二十四条の三十九第一項第十五号に規定する総務大臣が定めるものを定める件）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。